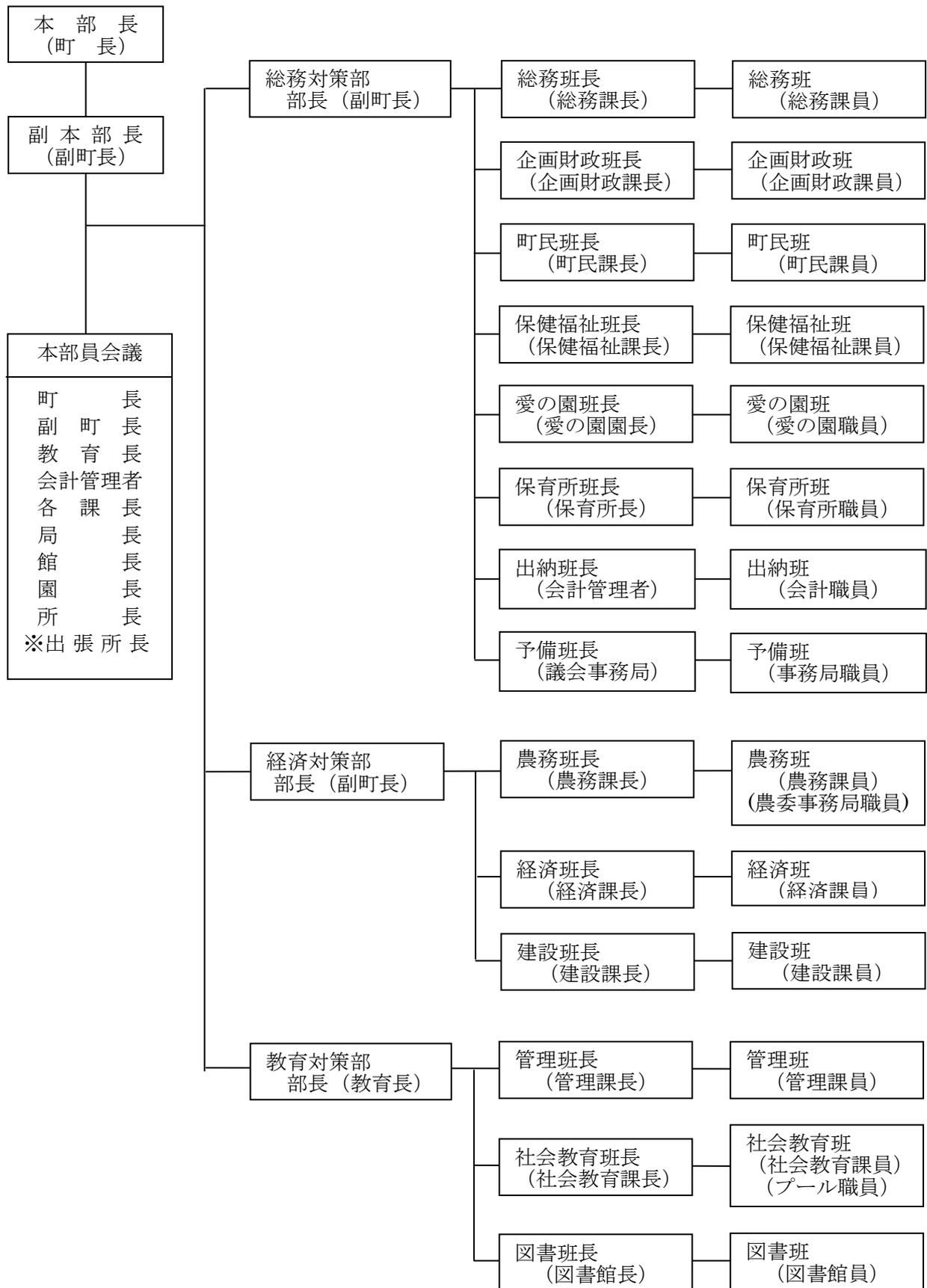


別表1 水防本部の組織



別表2 水防本部の所掌事務

(1) 総務対策部

班名	業務分担
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の本部員との連絡に関する事 2 災害対策本部の設置運営に関する事 3 防災会議との連絡調整に関する事 4 気象の予警報及び情報の受理伝達に関する事 5 自衛隊の派遣要請に関する事 6 国、道に対する要請及び報道に関する事 7 本部記録、災害記録に関する事 8 応急措置及び復旧対策の調整に関する事 9 住民に対する警報、避難命令に関する事 10 住民組織との連絡及び協力に関する事 11 災害時の交通安全対策に関する事 12 報道機関との連絡調整に関する事 13 防災計画に基づく職員の配置計画に関する事 14 本部職員の非常招集に関する事 15 災害対策従事者の公務災害補償に関する事 16 本部職員の食料及び寝具の調達供給に関する事 17 支援活動団体等の配備調達に関する事 18 本部長、副本部長の秘書に関する事 19 災害視察者の接遇に関する事 20 被災者生活再建支援法の事務手続きに関する事 21 他の部及び班に属さない事
企画財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用業務に関する事 2 災害救助費の予算経理に関する事 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事 4 通信連絡機能の確保に関する事 5 災害現地等との連絡、伝達、通信等に関する事 6 災害に関する相談及び苦情等の処理に関する事 7 被災者の町税減免に関する事 8 住民の避難誘導に関する事 9 支援物資等の受付、保管及び配分に関する事 10 住民に対する災害情報等の広報に関する事 11 その他、財務業務に関する事
町民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報及び措置等の収集、報告に関する事 2 救出活動に関する事 3 災害における廃棄物の処理に関する事 4 災害報道記事及び災害写真等収集に関する事 5 ペット動物の収容調整に関する事 6 地域担当員との連絡調整に関する事 7 その他、情報業務に関する事
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に基づく救助の実施に関する事 2 災害応急物品等の調達に関する事 3 被災者に対する応急生活援助物資の配分に関する事 4 被災世帯名簿の作成に関する事 5 日赤救助活動との連絡調整に関する事 6 り災者の炊き出しに関する事 7 り災者に対する各種福祉資金に関する事 8 人的被害の取りまとめ及び遺体の収容安置に関する事 9 行方不明者の捜索に関する事

(1) 総務対策部 (つづき)

班 名	業 務 分 担
保健福祉班	10 避難所の開設及び管理に関すること (1) 収容者の把握、記録作成 (2) 日誌、記録作成 (3) 施設の防火、秩序の維持環境整備 11 災害時の防疫及び清掃に関すること 12 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関すること 13 医療機関、医師等の動員計画作成及び実施に関すること 14 救急薬品、衛生資材の供給確保に関すること 15 被災地及び避難所の保健指導に関すること 16 ボランティアの受入に関すること 17 その他、救急業務、保健業務に関すること
愛の園班	1 施設入園者の避難誘導に関すること 2 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること
保育所班	1 施設入園者の避難誘導に関すること 2 施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること
出納班	1 災害時の出納事務に関すること 2 義援金の受付、保管に関すること
予備班	1 緊急応援に関すること 2 災害情報等の収集及び報告に関すること 3 各班関連対策業務の連絡に関すること 4 各対策部への応援協力に関すること 5 その他特命事項に関すること

(2) 経済対策部

班 名	業 務 分 担
農務班	1 農地及び農業用施設との被災調査並びに応急対策に関すること 2 農産物の被害調査及び応急対策に関すること 3 被災地の病害虫の防疫に関すること 4 農地の火災予防に関すること 5 家畜、畜舎の被害調査及び応急対策に関すること 6 災害時の農、畜産関係資金の融資に関すること 7 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 8 家畜飼料の確保に関すること 9 農作物種苗等生産資材の確保に関すること 10 その他、農業業務に関すること
経済班	1 水産関係被害調査に関すること 2 被害の応急措置及び復旧対策に関すること 3 遭難漁船の救助に関すること 4 出漁漁船の遭難連絡に関すること 5 災害時の水産関係資金融資に関すること 6 山林、林業用施設の被害調査に関すること 7 林野の火災予防に関すること 8 災害時の林産関係資金の融資に関すること 9 商工業関係被害の調査に関すること 10 被災商工者及び観光関係業者の金融相談及び応急対策に関すること 11 観光関係被害の調査に関すること 12 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 13 その他、水産業に関すること 14 その他、林産業務に関すること 15 その他、商工業業務に関すること

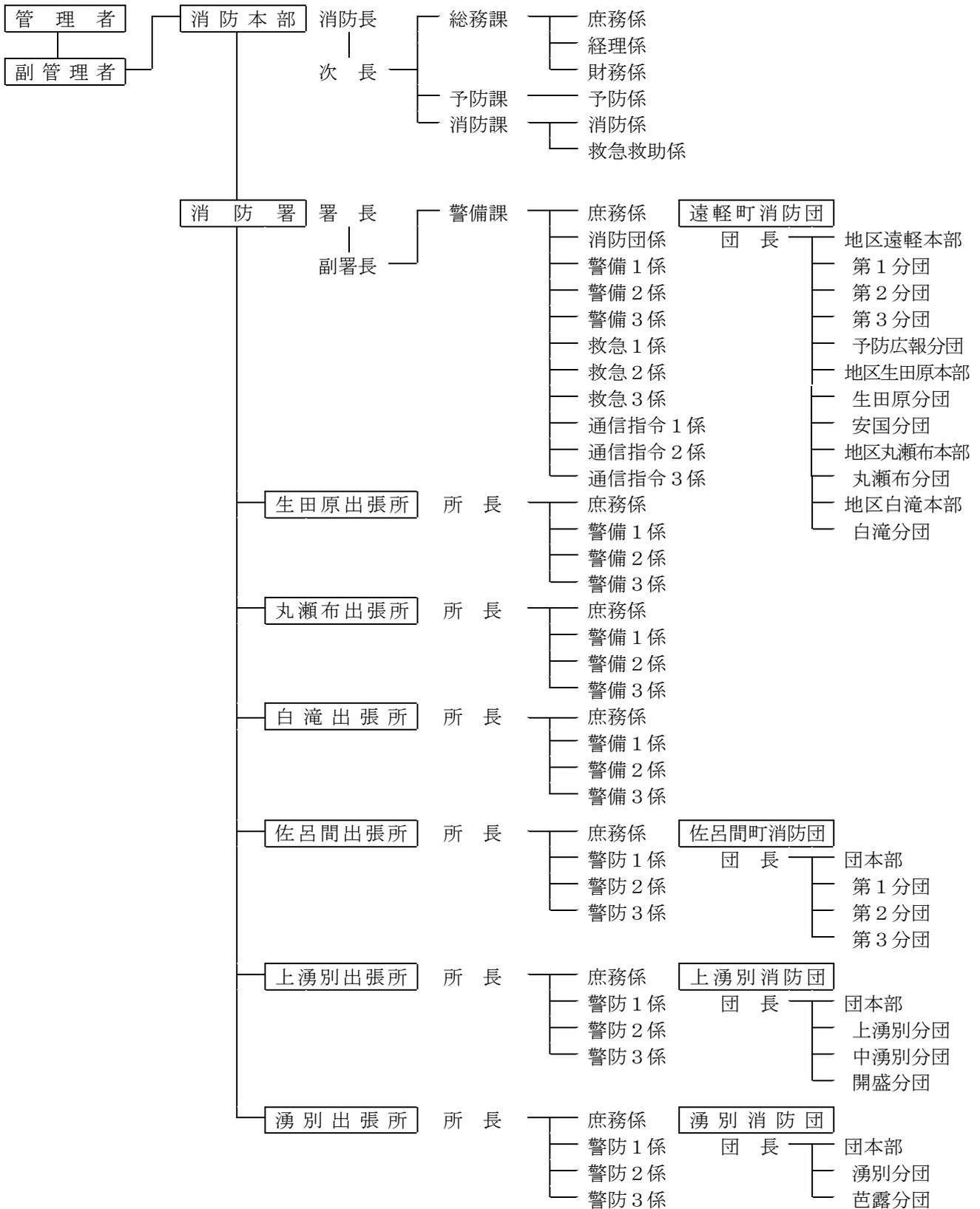
(2) 経済対策部 (つづき)

班 名	業 務 分 担
建 設 班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び防災措置要請に関する事
	2 河川水位及び雨量の情報収集並びに報告に関する事
	3 危険水防区域の警戒巡視に関する事
	4 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事
	5 災害時の物資資材及び避難のための緊急輸送計画の作成及び実施に関する事
	6 災害時の土木建設用機械の運用計画の作成及び実施に関する事
	7 労務供給対策に関する事
	8 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び復旧対策に関する事
	9 市街地の浸水防止対策に関する事
	10 障害物の除去に関する事
	11 災害時の土木建設機械の確保及び輸送に関する事
	12 水防資器材の備蓄及び点検に関する事
	13 公園、緑地街路樹等の被害調査及び応急対策に関する事
	14 救出活動に関する事
	15 災害時輸送に関する事
	16 被災家屋等の実地調査に関する事
	17 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事
	18 応急仮設住宅の建設に関する事
	19 危険度判定実施本部に関する事
	20 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事
	21 災害時の建設用復旧資材の需給計画に関する事
	22 その他、管理業務に関する事
	23 その他、建築、建設業務に関する事
	24 簡易水道・下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事
	25 応急作業に必要な資器材の確保及び輸送に関する事
	26 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事
	27 機動給水に関する事
	28 排水調整に関する事
	29 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡に関する事
	30 その他、簡易水道・下水道業務に関する事

(3) 教育対策部

班 名	業 務 分 担
管 理 班	1 児童並びに生徒の応急避難計画の作成及び実施に関する事
	2 教育施設の応急利用に関する事
	3 児童並びに生徒のり災状況の調査に関する事
	4 応急教育の確保及び被災児童・生徒の教科書、学用品等の支給に関する事
	5 教職員の動員に関する事
	6 被災児童・生徒の健康管理及び給食に関する事
	7 文教施設の被害調査及び応急処理、復旧対策に関する事
	8 その他、文教施設に関する事
社会教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事
	2 社会教育施設の応急利用に関する事
	3 社会教育施設利用者の避難誘導に関する事
	4 文化財の被害調査及び保全に関する事
	5 その他、社会教育施設に関する事
図 書 班	1 施設入館者の避難誘導に関する事
	2 施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事
	3 その他、図書館の施設に関する事

別表3 消防機関組織図



別表4 消防機関の水防分担区域
(消防署、支署の分担区域)

分担区域	名 称	位 置
遠軽町遠軽地域	遠軽地区広域組合消防署	遠軽町1条通北3丁目1番地1
遠軽町生田原地域	遠軽地区広域組合消防署 生田原出張所	遠軽町生田原256番地
遠軽町丸瀬布地域	遠軽地区広域組合消防署 丸瀬布出張所	遠軽町丸瀬布東町247番地5
遠軽町白滝地域	遠軽地区広域組合消防署 白滝出張所	遠軽町白滝1363番地50
佐呂間町全域	遠軽地区広域組合消防署 佐呂間出張所	佐呂間町字幸町6番地34
湧別町上湧別地域	遠軽地区広域組合消防署 上湧別出張所	湧別町上湧別屯田市街地318番地
湧別町湧別地域	遠軽地区広域組合消防署 湧別出張所	湧別町緑町258番地の1

(消防団の分担区域)

分担区域	名 称
遠軽町全域	遠軽地区広域組合 遠軽町消防団
佐呂間町全域	遠軽地区広域組合 佐呂間町消防団
湧別町上湧別地域	遠軽地区広域組合 湧別町上湧別消防団
湧別町湧別地域	遠軽地区広域組合 湧別町湧別消防団

別表5 樋門・樋管施設一覧

河川名	左右岸別	樋門樋管名	ゲート数	動力	字名	地先名	備考
佐呂間別川	左	浜佐呂間 樋門	1	エンジン	浜佐呂間	住吉 地先	
〃	右	イワシケコマナイ川 樋門	2	エンジン	〃	鈴木 地先	
〃	左	片岡の沢川 樋門	1	手動	〃	杉谷 地先	
〃	右	松谷排水 樋門	1	手動	〃	松谷 地先	
〃	左	杉本の沢川 樋門	1	エンジン	〃	高木 地先	
〃	右	長内地先 樋門	1	手動	〃	長内 地先	
〃	左	柴田排水 樋門	1	手動	仁倉	柴田 地先	
〃	左	柴田地先 樋管	1	手動	〃	柴田 地先	
〃	右	下流惣田地先 樋門	1	エンジン	〃	惣田 地先	
〃	左	時雨橋 樋管	1	手動	〃	惣田 地先	
〃	左	知来15号線排水 樋門	1	手動	知来	大山 地先	
〃	右	高井地先 樋門	1	エンジン	〃	高井 地先	
〃	右	上田地先 樋門	1	手動	東	上田 地先	
〃	左	永代橋地先 樋門	1	手動	永代町	永代橋 地先	
〃	左	29号線地先 樋管	1	手動	〃	29号線 地先	
〃	左	30号線地先 樋門	1	手動	〃	30号線 地先	
〃	右	ホクレン地先 樋門	1	手動	啓生	ホクレン 地先	
〃	右	宇佐地先 樋管	1	手動	啓生43号	宇佐 地先	
〃	右	渡辺地先 樋管	1	手動	啓生44号	渡辺 地先	
〃	右	渡部地先 樋管	1	手動	啓生45号	渡部 地先	
〃	左	47号線地先 樋管	1	手動	栄	47号線 地先	
〃	左	橋本地先 樋管	1	手動	〃	橋本 地先	
〃	左	河村排水 樋管	1	手動	知来	河村 地先	
〃	右	佐藤排水 樋管	1	手動	〃	佐藤 地先	
〃	左	伊東排水 樋管	1	手動	〃	伊東 地先	
〃	右	福田 樋管	1	手動	〃	福田 地先	
〃	左	寺川 樋管	1	手動	〃	寺川 地先	
〃	左	森岡地先 樋管	1	手動	〃	森岡 地先	
〃	右	中原地先 樋管	1	手動	〃	中原 地先	
〃	左	明坂地先 樋管	1	手動	〃	明坂 地先	
〃	左	福田 樋管	1	手動	〃	福田 地先	
〃	右	田中 樋門	1	手動	〃	田中 地先	
〃	左	片平下流 樋管	1	手動	〃	片平 地先	
〃	左	片平上流 樋管	1	手動	〃	片平 地先	
〃	左	澄川 樋門	2	エンジン	仁倉	松井 地先	
〃	右	上流惣田 樋門	1	手動	〃	惣田 地先	
安 齊 川	右	青葉排水 樋管	1	手動	北	真田 地先	
〃	左	若葉排水 樋管	1	手動	〃	真田 地先	
〃	右	林協地先 樋管	1	手動	幸町	林産協同組合 地先	
〃	左	太知地先 樋管	1	手動	〃	太知 地先	
三 線 川	左	久米 樋管	1	手動	〃	久米 地先	
佐呂間別川	右	吉口地先 樋管	1	手動	仁倉	吉口 地先	
〃	右	青野橋上流 樋門	1	手動	知来	青野 地先	
仁 倉 川	右	橋本地先 樋門	1	手動	仁倉	橋本 地先	
佐呂間別川	左	紅葉橋下流 樋管	1	手動	知来	海老名 地先	
〃	左	青野橋下流左岸 樋管	1	手動	〃	青野 地先	
〃	右	青野橋下流右岸 樋管	1	手動	〃	青野 地先	
〃	左	青野橋上流左岸 樋管	1	手動	〃	海老名 地先	
〃	右	大山地先 樋管	1	手動	〃	大山 樋管	
〃	左	伊藤地先 樋管	1	手動	〃	伊藤 地先	
〃	右	14号橋上流 樋管	1	手動	〃	大山 地先	
〃	右	森地先 樋門	1	手動	〃	森 地先	
〃	右	牧野橋下流 樋門	1	手動	〃	須佐 地先	
〃	右	大須賀地先 樋門	1	手動	〃	大須賀 地先	
8線の沢川	右	8線の沢川 樋管	1	手動	〃	田中 地先	

参考資料 1

○水防法

(昭和24年法律193号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第5号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及

び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者の中から選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者の中から選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合においては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

5 2以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

6 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項

に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。
(関係市町村長への通知)

第13条の2 第10条第2項若しくは前条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項若しくは前条第2項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。
3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第1項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第3号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

1) 洪水予報等(第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。)の伝達方法

2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第15条の4において「大規模工場等」という。)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第3号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

1) 前項第3号イに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者及び次条第7項に規定する自衛水防組織の構成員

2) 前項第3号ロに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者(第15条の3第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3) 前項第3号ハに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者(第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域 同法第7条第3項に規定する事項
- 2) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

4 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

5 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

7 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

8 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第3項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第29条 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第2項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第7条第2項及び第3項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。
(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

4 水防に関する調査研究を行うこと。

5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてはを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてはをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。
(都道府県の費用負担)
- 第43条** この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。
(国の費用負担)
- 第43条の2** 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。
(費用の補助)
- 第44条** 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。
- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

- 第45条** 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。
(表彰)
- 第46条** 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。
(報告)
- 第47条** 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
(勧告及び助言)
- 第48条** 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。
(資料の提出及び立入り)
- 第49条** 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
(消防事務との調整)
- 第50条** 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかななければならない。
(権限の委任)
- 第51条** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰則

- 第52条** みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 1 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 2 第20条第2項の規定に違反した者
- 3 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日（平成27年1月18日）から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

（以下略）

参考資料 2

○水防工法

1 土俵の作成

用途 各種工法の積土俵・おもり土俵及び詰土俵用

作り方 (1) 麻土俵の作成

約40kg (ショベル10~13枚) 土を締めながら入れ口締めをする。

麻袋が大きい場合は1~2個所綱で十分締め胴締めする。

(2) かます土俵の作成

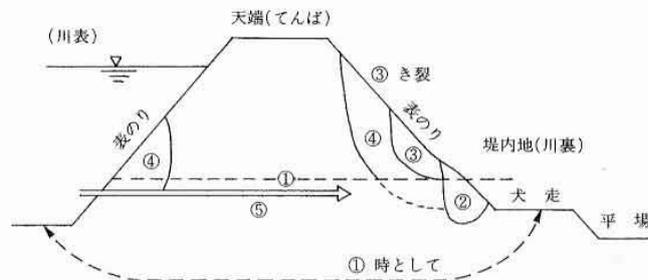
土を各部均等に入れたのち入口を巻いて1~2個所胴締めをする。

2 河川堤防の破堤と水防工法

破堤の原因と過程

a 越水(溢水) —— (積土俵・じゃかご積み等)

b 漏水(滲漏) —— (筵(ビニールシート)張り・月の輪等)



① のり尻あるいは堤内地に水が噴出又は湧出する。

② 漏水孔から土砂が流出し逐次拡大する。

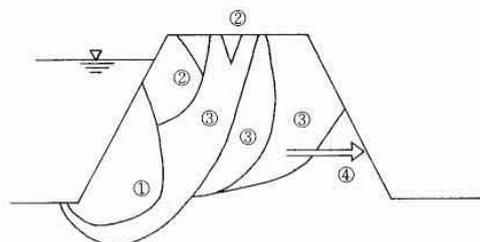
③ 堤体は軟弱となり、のりくずれ或いはき裂を生ずる。

④ のりくずれが続き洗掘も生じかつ漏水孔も拡大する。

⑤ 通常漏水孔は一挙に吹き出し破堤する。

※ 裏のり全面から水がしみ出ている場合は、一挙に破堤することは少なく、漏水口を生じて上記の過程を経ることが多い。

c 洗堀 —— (木流し、三基枠等)



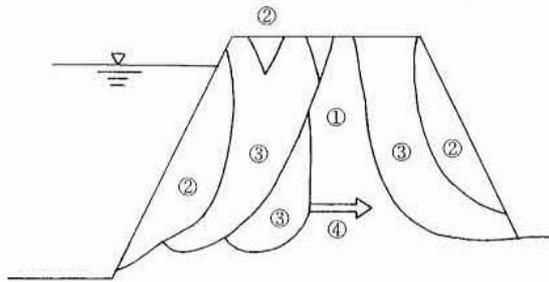
① 土砂等を含んだ激流がのり面及びその基部を洗掘する。護岸がはく離されると洗掘は促進される。

② のりくずれ、き裂を生ずる。

③ しだいに表のりの洗掘のりくずれが増大し堤防の断面積は小さくなる。

④ 漏水を生じ破堤するか、水圧に抗しきれないで押し流される。

d のりくずれ——（五徳縫い・杭打ち積土俵・土俵羽口等）



① 長時間の高水位により堤体が飽水状態となると土の摩擦力が減少する。

② き裂あるいはのりくずれを生じのり面はすべり落ちる。

③ のりくずれ洗掘が続き堤体の断面積は逐次減少する。

④ 堤体が水圧に抗しきれないようになるか、あるいは漏水等の作用で破堤する。

e き裂——（折り返し・杭打ちつなぎ等）

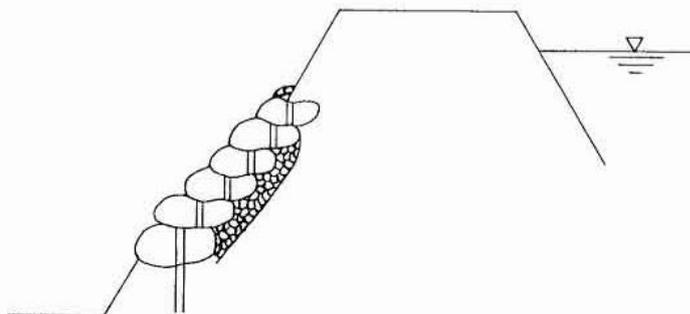
3 河川堤防の水防工法

(1) 土俵羽口

目的 裏のり崩壊補強（減水したのち洗掘された表のりの補強にも可）

作成法 底部をおおむね水平にならし、土俵を小口並びに1層積んで杭を打ち安定をはかる。土俵の間隔と裏には土を入れよく固める。

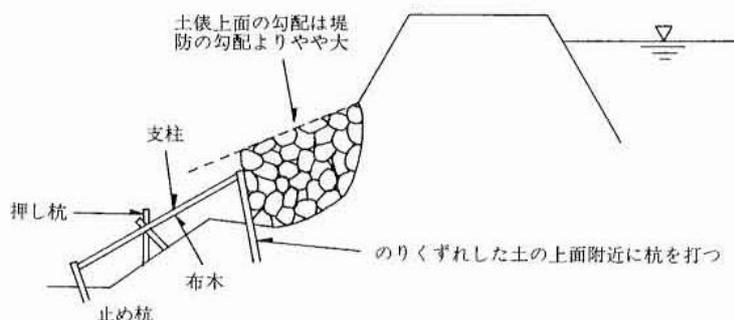
2段目から同じ要領で原形ののり面に添う様に積み上げる。



(2) 杭打積土俵

目的 川裏法・崩壊防止

作成法 のり先に土俵を長手に積み上げその支え、長さ2.5m内外の杭を0.6m毎芯々に打込み、1部に布木を結びつけこれに支柱を数m毎、設置し転倒を防止する。支柱の中間に押し杭、根元には止杭を設置する。

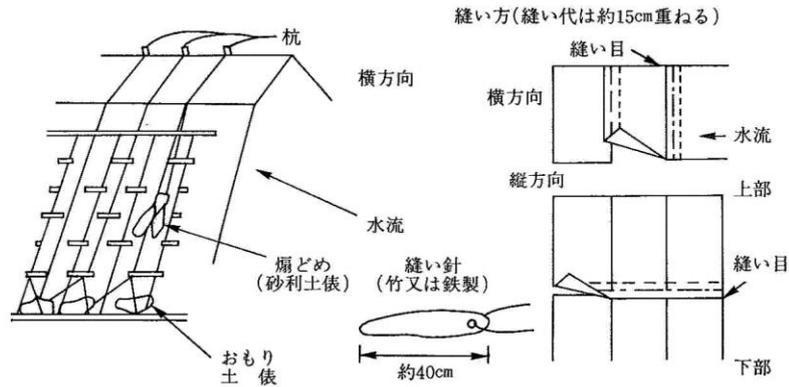


(3) 葎（ビニールシート）張り

目的 川表のり面崩壊及び透水防止

（のみ口が確認出来るとき、確認されたのみ口が直接閉塞出来ないとき、漏水を防止する。畳でも可）

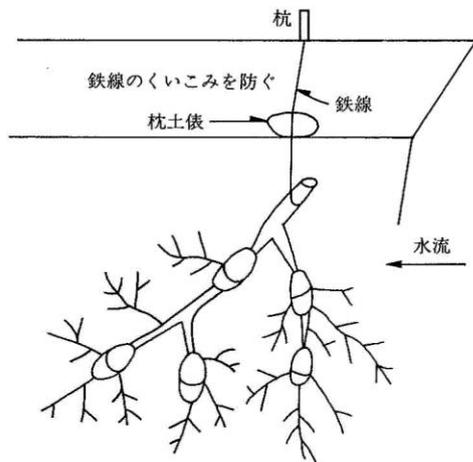
作成法 幅3枚、長さはおり尻までの葎を縫い合せ横に約50cm間隔にあらし竹（代用可）も縫い付けおもり土俵を最下端に葎1枚に1俵の割で取付けこれを芯にして簧の子巻とし、天端から綱により徐々に垂れおろし煽どめの土俵をのせて固定する。



(4) 木流し

目的 急流部流速を緩和し洗掘予防、川表法面、崩壊の拡大防止に用いる。

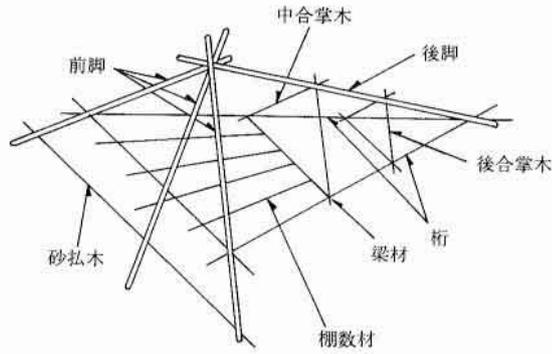
作成法 樹木を根本から切り、枝にもり土俵（又は石俵）を付け根元は鉄線で縛りその一端を留杭に結束して上流より流しかけて崩壊面に安定させる。



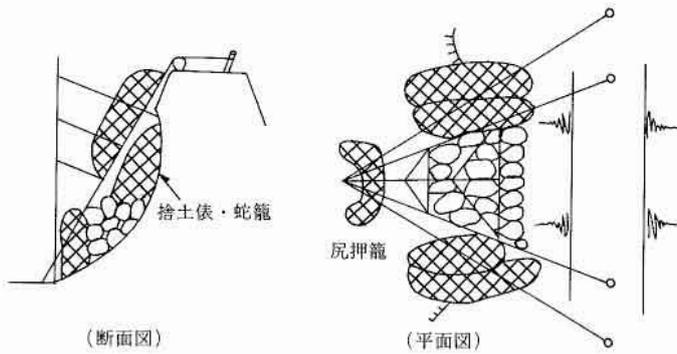
(5) 三基枠

目的 流水の激突を緩和し堤防崩壊面の拡大防止

作成法 (1) 前脚と桁・後脚の結束（前脚と桁は直角）



人力設置（作業中ののりくずれに特に注意）



(6) 月の輪

目的 川裏の漏水を土俵堤を築造して漏水圧を弱める。

作成法 漏水口の周囲に土俵を半月状（半径1.2m～2.0）に積上げこの中に漏水を淀ませて上透水は堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度とする。

土俵堤の安定をよしとするため柱を打つ。透水は樋を作り土俵堤から放水させ流水口には葎をあて洗掘を防ぐ。

